

長野市特定児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例骨子（案）

項目	条項	国の基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）概要	委任	長野市の考え方	市条例案・条例施行規則案
運営に関する基準	児童福祉施設内部の規定 第13条	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」との整合性を図る観点から、保育所については、施設の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 (5) 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額 (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員 (7) 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) 保育所の運営に関する事項 	【参】	国の基準と異なる基準とする特別な事由がないことから、同一の基準とする。	条例第15条規程
設備の基準	第32条	<ul style="list-style-type: none"> ・「保育所における屋外階段設置要件に関する検討会取りまとめ」に基づき、保育室などを4階以上に設置する場合の、避難用階段などの設置要件を見直す。 <従来> 屋外避難階段 <改正後> (1) 特別避難階段に準じた屋内非難階段（排煙設備を有するもの）又は特別避難階段 (2) 屋外傾斜路 (3) 屋外避難階段 	【参】	国の基準と異なる基準とする特別な事由がないことから、同一の基準とする。	条例施行規則第8条
業務の質の評価等	第36条の2	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」との整合性を図る観点から、保育所において、以下の取り扱いを実施。 (1) 自ら行う業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (2) 定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 	【参】	国の基準と異なる基準とする特別な事由がないことから、同一の基準とする。	条例第40条

項目	条項	国の基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）概要	委任	長野市の考え方	市条例案・ 条例施行規則案
附則	経過措置 附則第 2項	・平成26年2月14日付け「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の一部を改正する省令」により、乳児6人以上を入所させる保育所においては、当分の間、保健師又は看護師を一人に限り、配置基準上の保育士とみなすことができる旨の規定について、「乳児6人以上」から「乳児4人以上」に改正されたもの。	—	国の基準と異なる基準とする特別な事由がないことから、同一の基準とする。	条例施行規則 附則8

※その他所要の改正についても、厚生労働省令の施行に伴い改正する。